

令和8年度地域福祉活動者向け研修事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和8年度地域福祉活動者向け研修事業業務

2 業務の目的

ヤングケアラーがケアを理由に将来の夢や進路を諦めることなく、希望を持って生活することができる「誰一人取り残さない社会」を目指す上で、地域においては、ヤングケアラーの早期発見・把握等支援の体制づくりが重要となる。

本業務は、地域でヤングケアラーと接する可能性のある主任児童委員、民生委員・児童委員、子どもの居場所運営者等への研修の実施・運営を行うものである。

3 業務内容

ヤングケアラーを早期発見・把握、学校とのつなぎ役を担う主任児童委員、民生委員・児童委員のほか、子ども食堂や学習支援教室の運営者等を対象とした研修を行う。

ア 目的

ヤングケアラー支援の必要性や県内の状況について情報共有を行うとともに、発見・把握のポイント、支援へのつなぎ、今後の方向性等について意見交換を行い、地域におけるヤングケアラー支援について共通した認識を持てるようにする。

イ 受講対象者

主任児童委員、民生委員・児童委員、子供の居場所運営者等

ウ 回数・時期等

(ア) 回数：4回以上

(イ) 実施時期：7月～2月（11月に必ず1回開催すること）

(ウ) 日程：半日程度

(エ) 参加者数：500人程度

(オ) 実施方法：集合型研修

エ 業務詳細

開催案内の送付、受講申込みの取りまとめ、受講者の決定、カリキュラムの作成、講師の選定、講師に対する報酬や交通費の支払、講師との事前打合せ、研修会場の確保、研修資料の作成、研修当日の運営(受付、司会など)、研修当日に必要な消耗品の手配、アンケート集計、その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

オ 研修に関する留意事項

(ア) 県が指定した実施回数等を変更する場合は、事前に県地域包括ケア課と協議すること。

(イ) 実施方法については、新型コロナウイルス感染症状況等により、集合型による実施ができない場合は、代替方法を検討の上実施すること。

代替方法例：動画配信、オンライン、オンライン・集合型併用による実施など。

(ウ) 開催ごとにアンケートの集計を行い、終了後原則2週間以内に参加人数及びアンケート結果について県地域包括ケア課に報告すること。

(エ) 研修等で使用する資料については、業務の目的に資する場合には、県が転載、

複写し、使用できるものとする。なお、当該事業以外で県が転載、複写し、使用する場合は、受託者が研修資料作成者の承諾を得るものとする。

カ 業務の進行管理

- (ア) 研修等のカリキュラムや講師の選定は、実施の2か月前までに県地域包括ケア課と協議して決定すること。
- (イ) 研修開催通知は、県地域包括ケア課の承認を得た上で、研修日の1か月前までに発出すること。

キ その他

- (ア) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (イ) 事業の実施に支障が生じるおそれがある場合は、随時、県地域包括ケア課と協議を行い、早急に改善策を検討すること。